

大納言塚史跡標柱整備業務 仕様書

1 業務の概要

- (1) 業務等の名称 大納言塚史跡標柱整備業務
- (2) 履行場所 大和郡山市箕山町313
- (3) 履行期間 契約日～令和7年12月26日(金)

2 総則

- (1) 本業務は、大和郡山市箕山町313に所在する市指定史跡大納言塚の標柱を整備するものである。
- (2) 本業務は、本仕様書と添付図面により実施するものである。仕様書および図面に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上決定する。仕様書および図面に明記がなくても業務上当然必要なものは受注金額内で施工する。
- (3) 業務完了後は後片付け、清掃を行い、受注者立会いのもとに検査を受け、不備な箇所は直ちに手直しする。検査完了後、書類をもって引渡しを行う。

3 業務内容

(1) 標柱の建て替え

別紙で示した位置にある既設標柱を撤去し、同位置に添付図面と同等品以上の標柱を再設置する。標柱の外観は木質調とし、史跡の景観に馴染むデザインとする。

標柱の基礎はコンクリート埋め込み式で、転倒を防ぎ、安全な構造とすること。また、屋外設置を目的としたものであることを踏まえ、長期の耐久性や耐水性、安全性を考慮すること。

板面の一面に「大和郡山市指定史跡 大納言塚」と標示すること。

印刷は、10年相当の耐候性を有していること。

製品は、ISO認証取得企業で品質管理されたもので、(一社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険に加入したものをを使用すること。

(2) 標柱の新設

別紙で示した位置に、(1)と同じ標柱を新設する。

4 負担区分

業務遂行に必要な用具・機械および資材などは受注者の負担とする。

既設標柱の処分は受注者が行うこととする。

不要なアスファルトや植栽等が生じた場合は、受注者が処分すること。

なお、処分費用は、受注金額に含むこと。

作業の周知など、地元との調整は発注者が行うこととする。

5 提出書類

(1) 業務工程表

(2) 業務写真

着手前、業務中、業務完了時等の状況が確認できる写真を添付すること。

(3) 完了報告書

(4) 引渡書

6 その他

(1) 履行場所は史跡地内であるため、作業にあたっては、市の文化財技師と綿密な打ち合わせを行い、地下遺構と景観の保護に配慮して作業を実施すること。

(2) 作業中は安全管理に十分注意し、史跡地や史跡を構成する要素（五輪塔や築地塀などの工作物）に損傷や変形がないよう、注意すること。

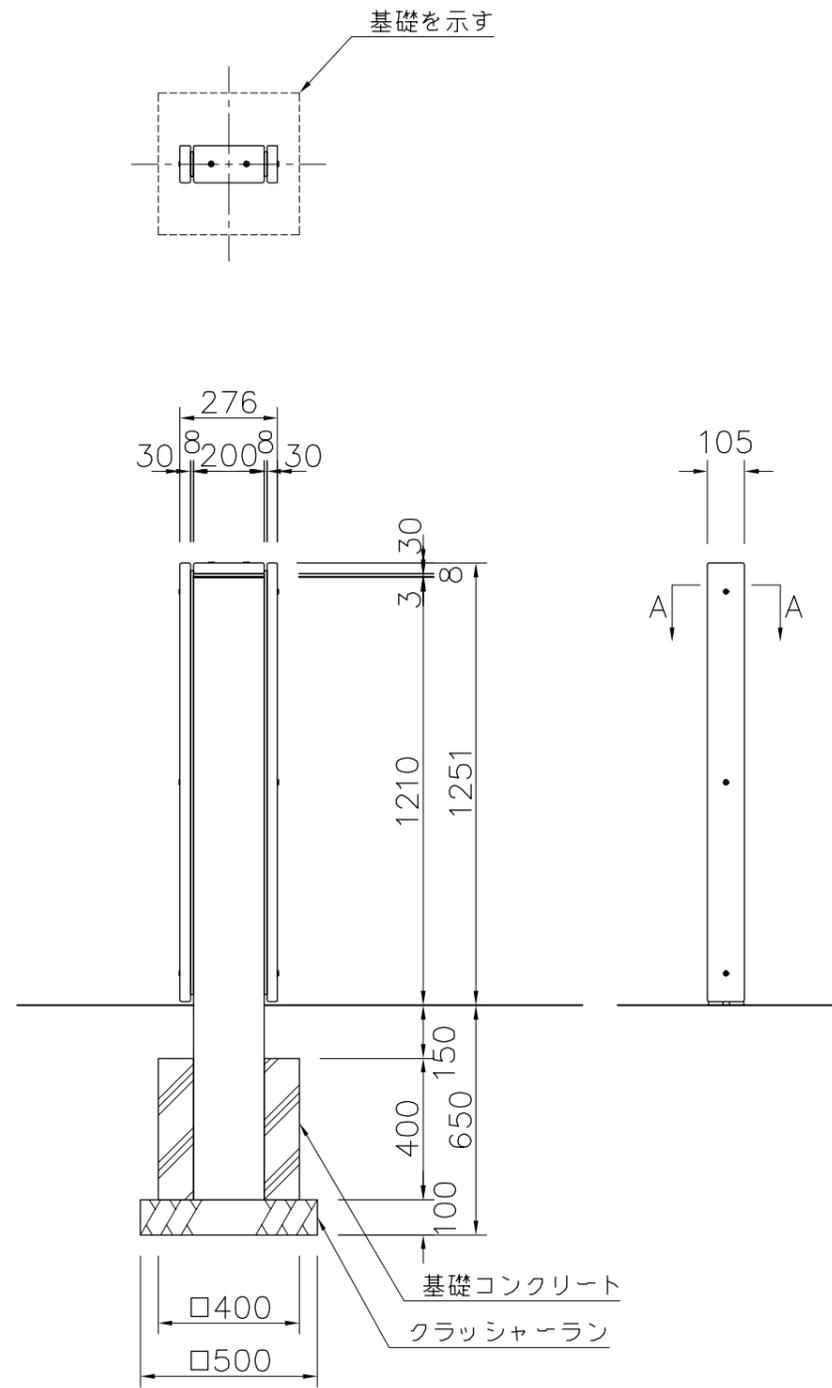
(3) 作業（現地視察などを含む）を行うときは、あらかじめ発注者と日時の調整を行った上で行うこと。

(4) 作業内容について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者にて速やかに協議の上対応すること。

(5) 作業の際には敷地内の工作物等を損傷しないよう、十分注意すること。損傷した場合は、直ちに報告を行うとともに、原形復旧すること。

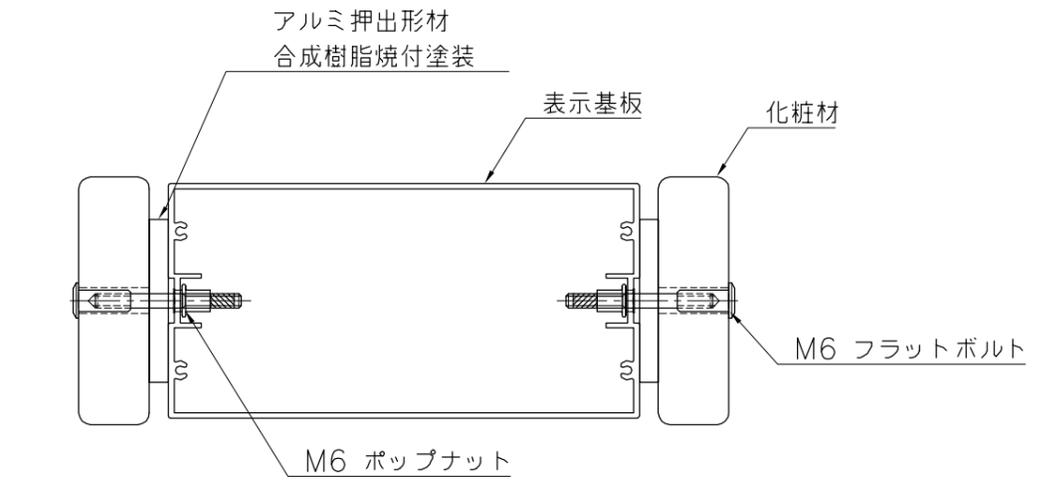
(6) 作業の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則を遵守すること。

以上

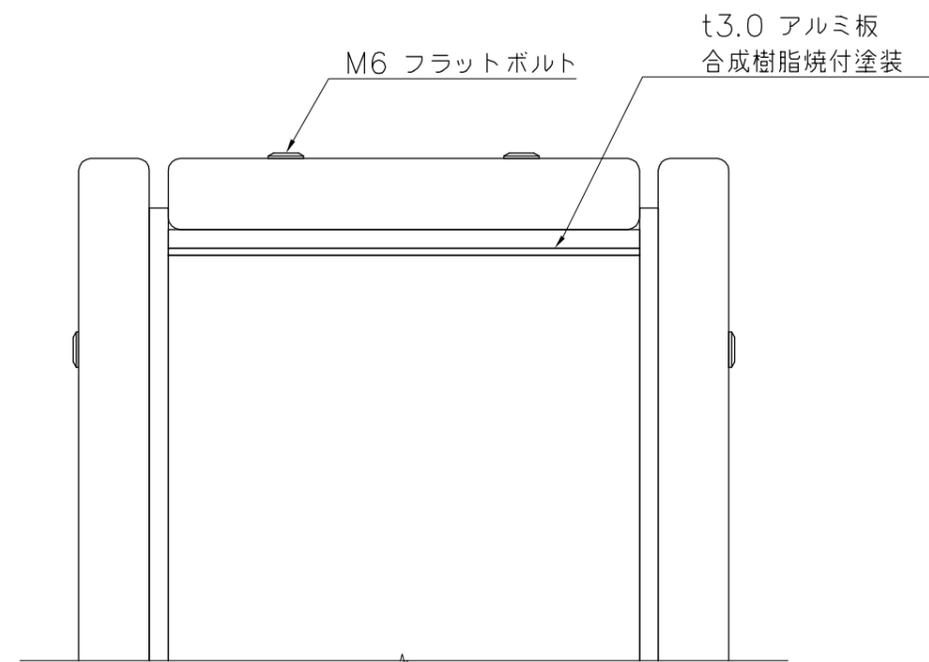


外観図 S=1/20

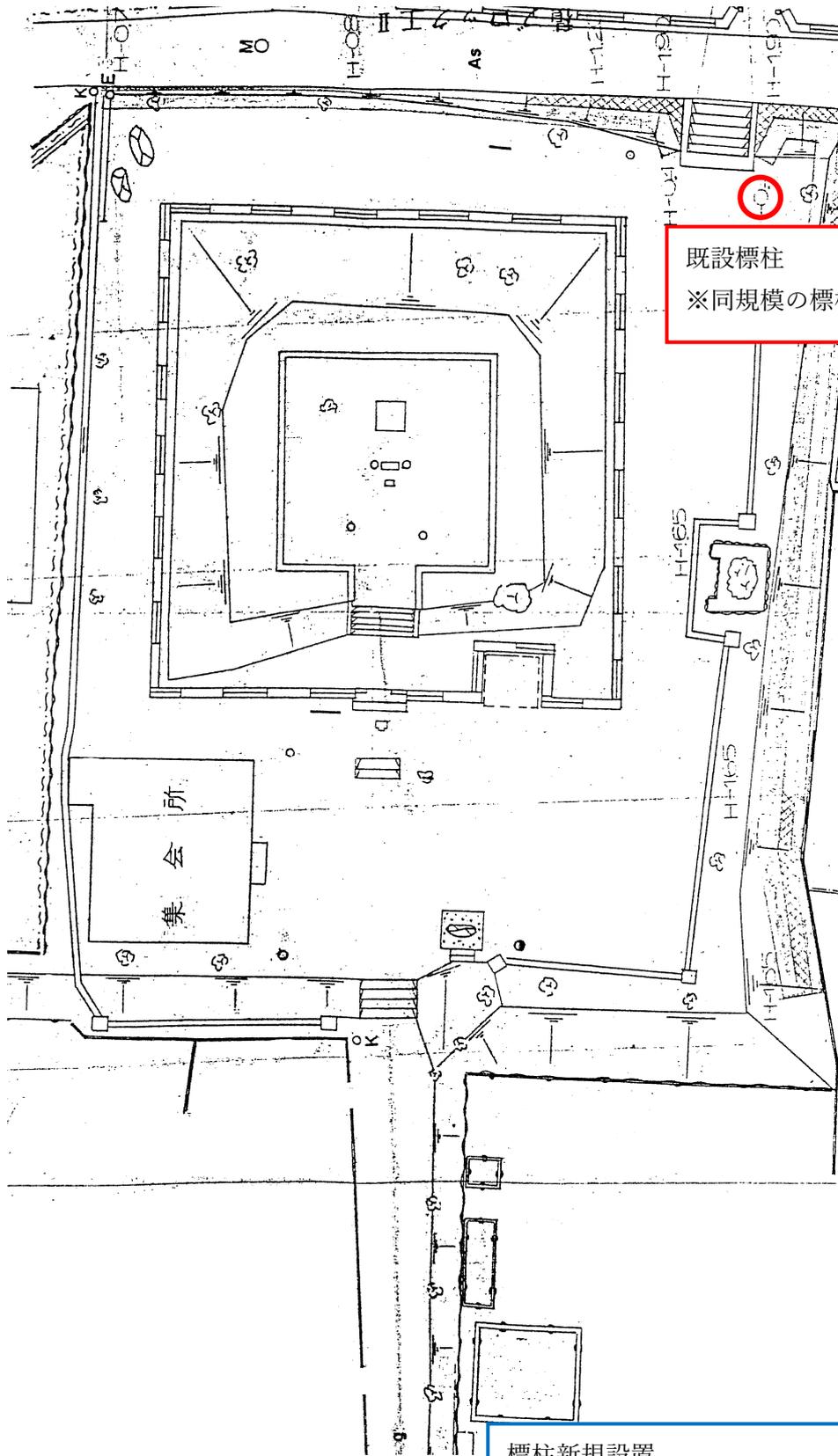
化粧材：REKWOOD2
表示基板：アルミ押出型材 合成樹脂焼付塗装



A-A断面図 S=1/3



詳細図 S=1/3



既設標柱
※同規模の標柱に改める

標柱新規設置
※北側の新標柱と同じもの



既設標柱と周辺



既設標柱（高さ約 1.5m、木製）



標柱新設希望位置